

神奈川県温暖化対策

(平成20年3月28日 環境計画課)

I 本県の特徴と対策の方向性

本県の特徴

- 神奈川は、首都圏に位置し、全国で6番目に小さい県土に全国で2番目の人口を有する、人口密度の高い地域であり、大規模な装置型産業から先進的なハイテク産業までさまざまな産業集積が進み、業務系ビルやベッドタウンが広がる都市型地域となっている。
また、こうした都市型地域であるとともに、県土の4割を森林が占めるなど、海・山、川の自然に恵まれた地域でもある。
- 少子高齢化は進んでいるが、全国と比べると比較的若い県であり、高学歴で市民意識が高いといった特徴も指摘されている。
- 二酸化炭素排出量の構成比を見ると、本県は圧倒的に製造業等の「産業部門」の占める割合が高い（本県：43.7%、東京都：8.8%）。これに対し、東京都はオフィスビル等の「業務部門」の割合が高い（本県：13.9%、東京都：34.8%）。また、本県では、全国と同様、業務部門と家庭部門の排出量の基準年（1990年）からの伸びが著しい（それぞれ+44.1%、+29.0%）。

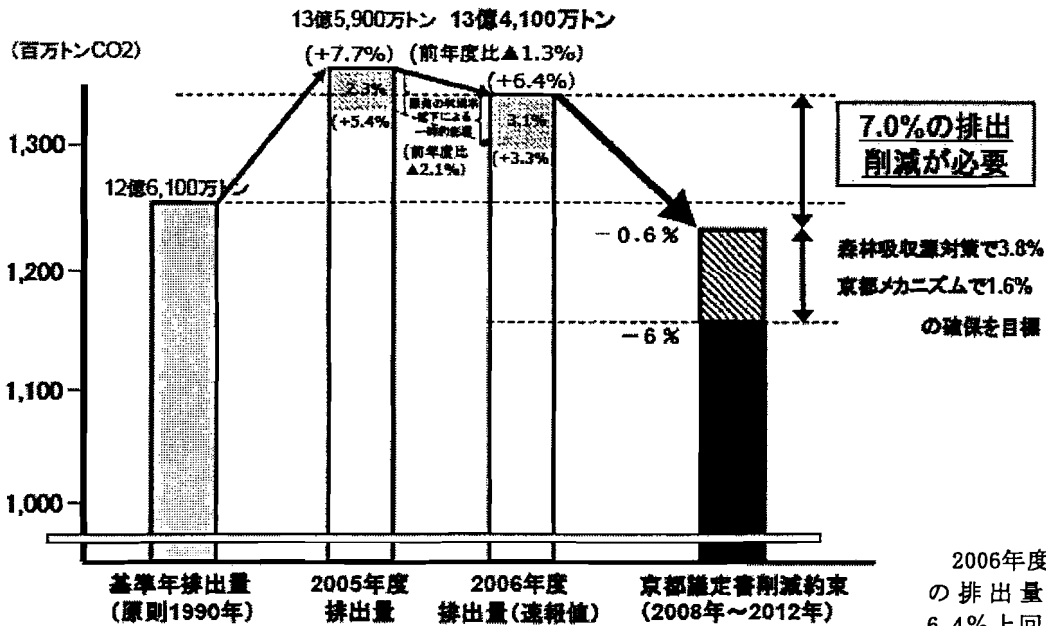


本県の方向性

(地球温暖化対策推進方策検討委員会・意見より)

- 神奈川で「脱温暖化社会」を実現していくためには、社会全体が問題を共有し、それぞれの生活やビジネスの場面で、これまでのスタイルを見直し、転換していくような、問題提起型、誘導型の方策が有効である。
- 具体的には、従来型の補助・奨励策以外に、ライトタッチ型の規制的手法、マーケットを利用した経済的手法、情報を表示・公開することにより市民や事業者の自主的判断にゆだねる情報提供的手法などを組み合わせていくことが考えられる。
- 大規模事業者に対し強力な定量的規制を行うことは、企業移転や県外での生産比重の増加を促すだけに終わる可能性があるため、慎重に検討する必要がある。ただし、大規模事業者は大量のCO2排出源となっており、社会的責任を果たす意味から、排出量や削減対策を明らかにするとともに、何らかの地域貢献策を求めていくことが考えられる。

図1 我が国の温室効果ガス排出量

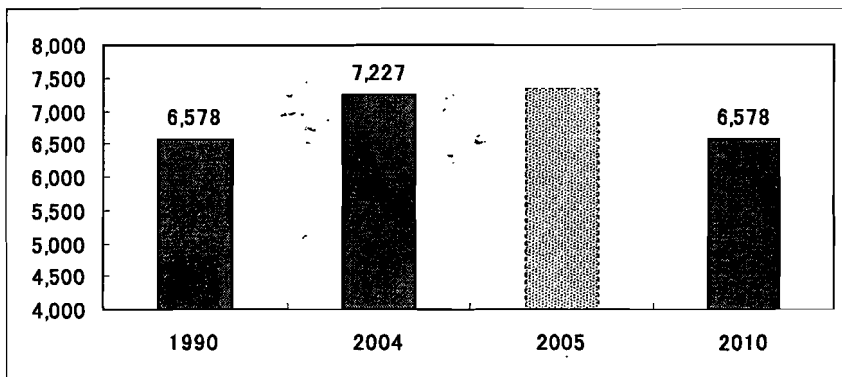


2006年度における我が国の排出量は、基準年比6.4%上回っており、議定書の6%削減約束の達成には、7.0%の排出削減が必要。

(出典：環境省資料)

図2 神奈川県の一酸化炭素排出量の推移と目標

(単位：万トン)



※2010年は目標値
 ※2005年のデータは推計中

2004年の排出量は
 1990年比 +9.9%の増

○「神奈川県地球温暖化対策地域推進計画」(平成18年6月改訂)における目標

- ・ 2010年の県内の二酸化炭素総排出量を、基準年である1990年の水準まで削減する。

図1 二酸化炭素排出量の部門別構成の比較

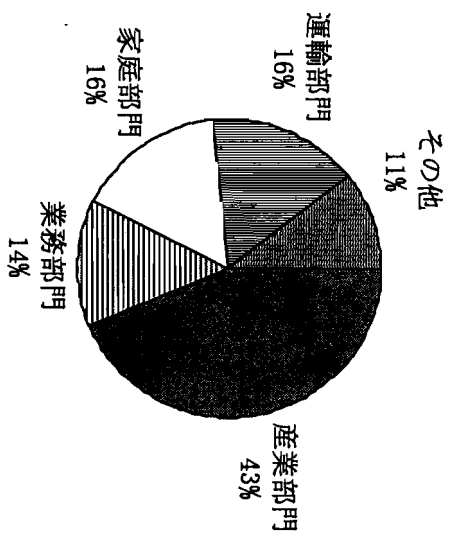


図2 二酸化炭素排出量の基準年比の推移 (基準年=100%)

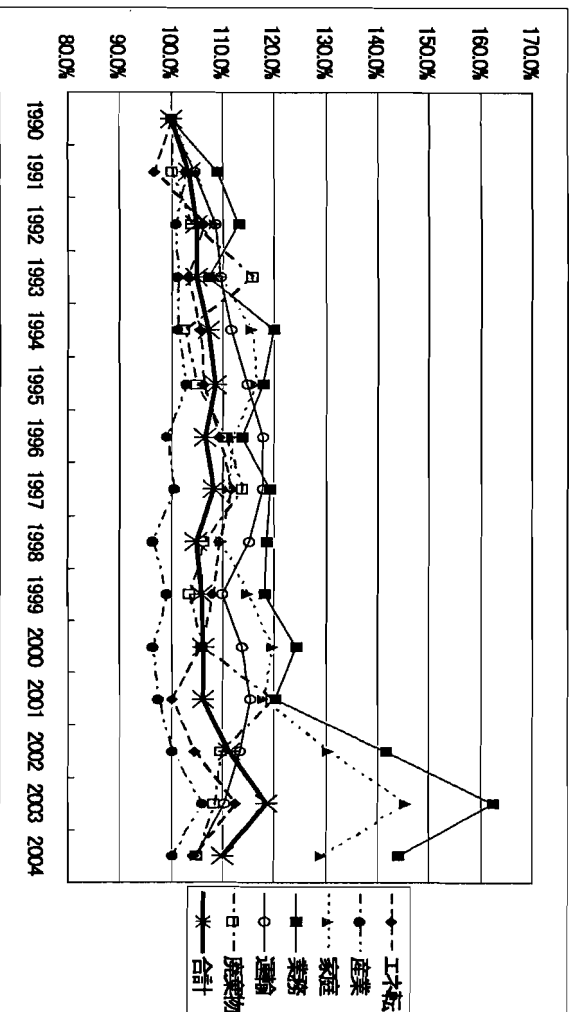


図3 部門別エネルギー消費量の基準年比の推移 (1990年=100%)

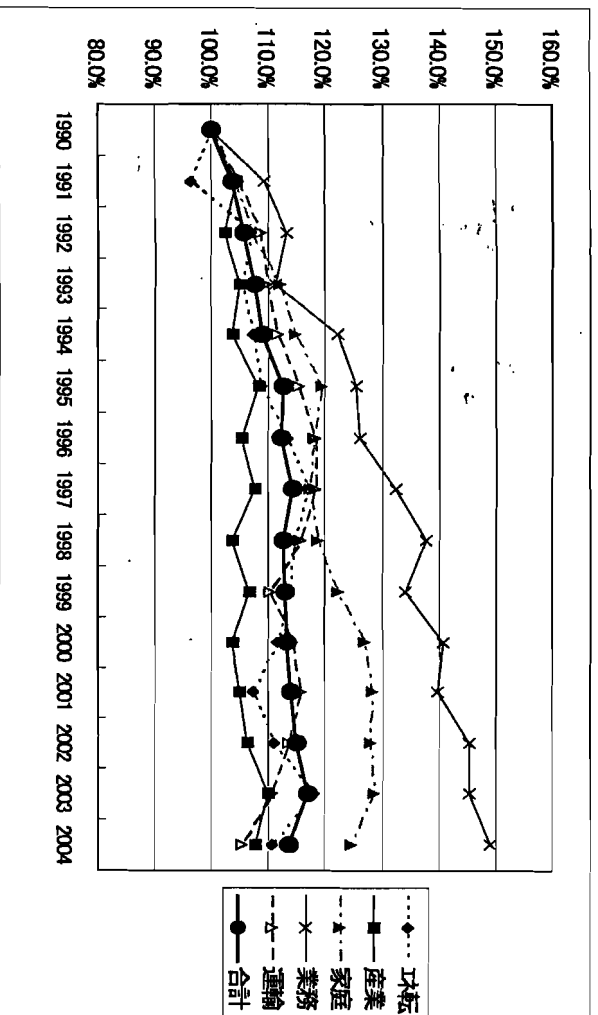


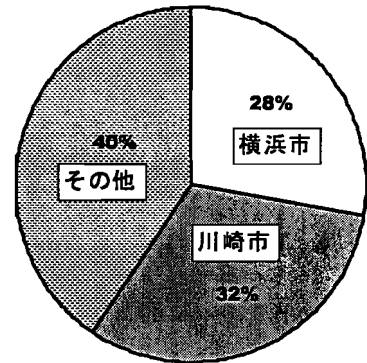
表1 二酸化炭素排出量構成比の比較

	神奈川県 (2004年)		全国 (2004年度)	東京都 (2004年度)
		1990年比増減		
産業部門	43.7%	100.0%	36.1%	8.8%
業務部門	13.9%	144.1%	17.5%	34.8%
家庭部門	15.6%	129.0%	13.0%	24.1%
運輸部門	16.0%	104.8%	20.3%	30.8%
その他 ^(注4)	10.8%	104.4%	13.1%	1.5%
合計	100.0%	109.9%	100.0%	100.0%
排出量※ (万トンCO2)	7,227 (全国の5.6%)		128,581	6,610

※ 神奈川、全国、東京は、それぞれ独自の推計を行っており、また年度と暦年の違いもあることから、単純には比較できない。

表2 神奈川県内の二酸化炭素排出量 (単位：万トン-CO2)

	横浜市 (2004年度)	川崎市 (2004年)	横浜市、川崎 市を除く地域	神奈川県全域 (2004年)
産業部門 (構成比)	306 (15.2%)	1,806 (78.4%)	1,048 (35.9%)	3,160 (43.7%)
業務部門 (構成比)	345 (17.1%)	85 (3.7%)	577 (19.8%)	1,007 (13.9%)
家庭部門 (構成比)	428 (21.3%)	147 (6.4%)	549 (18.8%)	1,124 (15.6%)
運輸部門 (構成比)	447 (22.3%)	121 (5.2%)	587 (20.1%)	1,155 (16.0%)
その他 (構成比)	475 (23.7%)	146 (6.3%)	160 (5.5%)	781 (10.8%)
合計 (構成比)	2,001 (100.0%)	2,304 (100.0%)	2,922 (100.0%)	7,227 (100.0%)



※ 神奈川県、横浜市、川崎市は、それぞれ独自の推計を行っており、単純には比較できない。

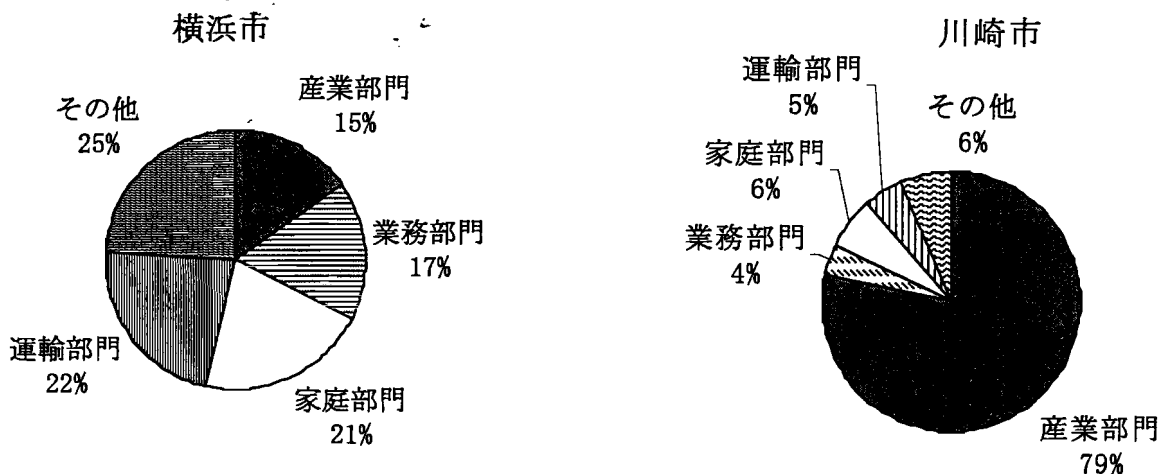


図1 横浜市・川崎市の二酸化炭素排出量の部門別割合

図1 産業部門の業種別の二酸化炭素排出割合（2004年）

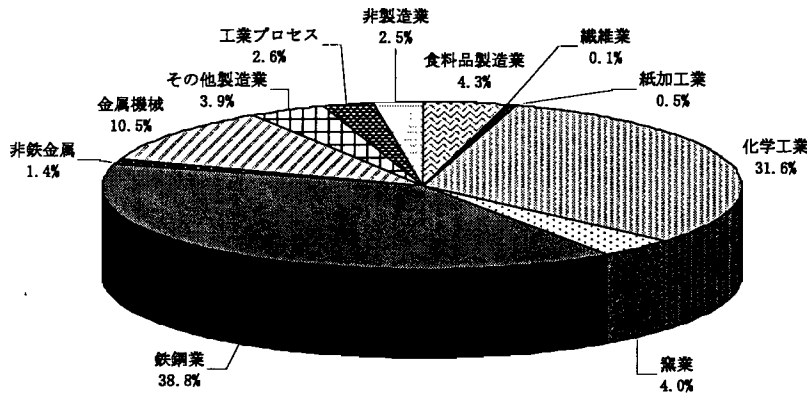


図2 排出割合が大きい業種の二酸化炭素排出量推移（1990年～2004年）

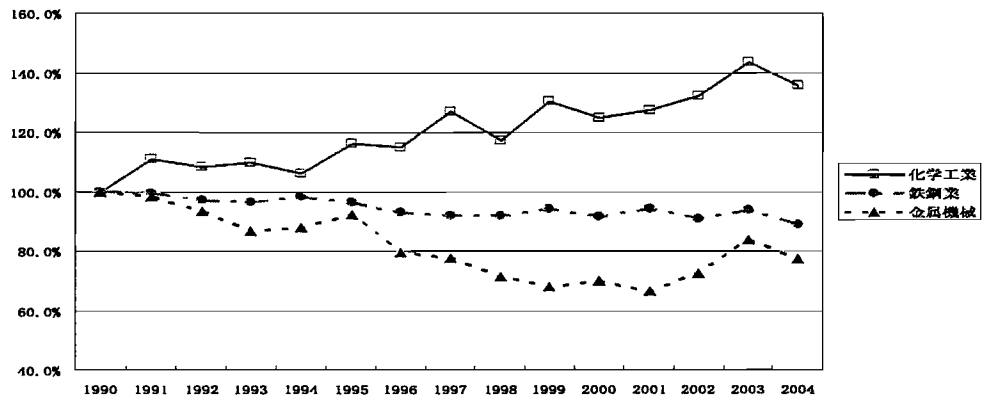


図3 運輸部門の輸送機関別の二酸化炭素排出割合（2004年）

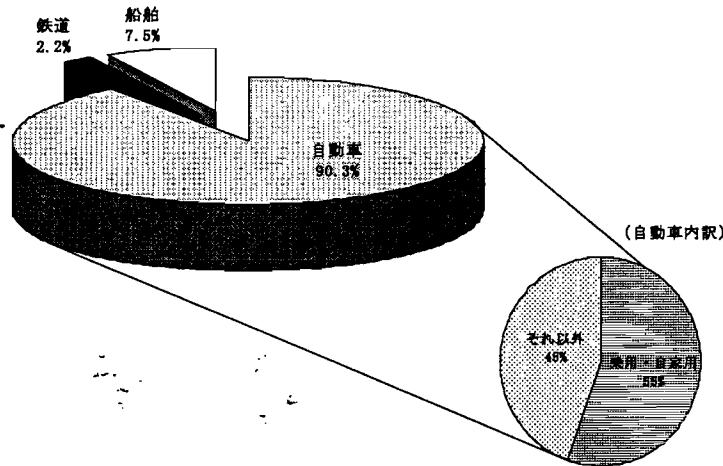
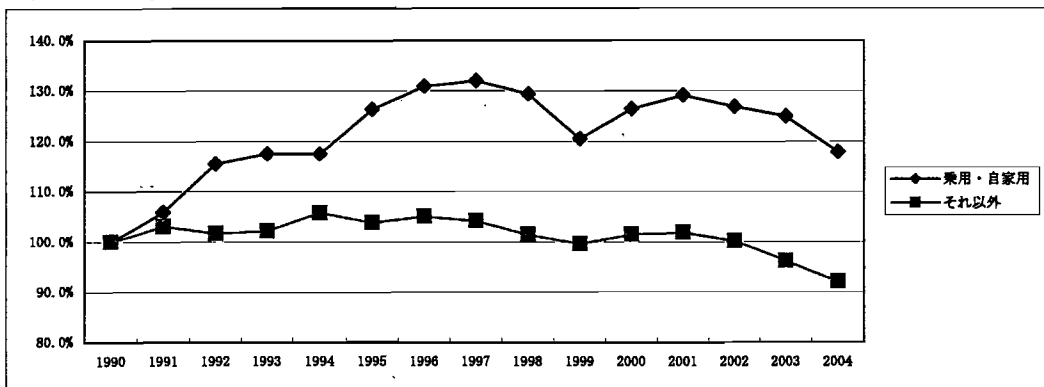


図4 運輸部門の輸送機関別の二酸化炭素排出量推移（1990年～2004年）



II 地球温暖化対策推進条例（仮称）の制定

本県では、「神奈川県地球温暖化対策地域推進計画」（H18年6月）を着実に推進するとともに、ポスト京都議定書も見据えた「神奈川県地球温暖化対策推進条例（仮称）」を制定することとし、昨年3月に、学識者、県民代表等で構成される「神奈川県地球温暖化対策推進方策検討委員会」を設置し、現在、検討作業を進めている。

検討委員会では、条例に関する検討作業の一環として、平成20年1月から2月、県民意見募集を実施するため、これまでの検討状況を条例検討案として中間的に取りまとめ発表した。

【今後の予定】

平成20年4月以降 検討委員会条例最終案の取りまとめ
県としての条例骨子案の作成
条例案の議会提案

III クールネッサンス宣言について

一方、今年は、京都議定書第一約束期間がスタートし、北海道洞爺湖サミットにおいても大きなテーマとなるなど、温暖化問題について世界が大きく動き出す年となる。

このため、単に条例の制定等を待つだけでなく、地域から温暖化防止に積極的に貢献する、神奈川発の「地球復興」を広く呼びかける「クールネッサンス宣言」を、年頭に行い、この「宣言」を旗印に、温暖化対策を具体的に推進する取組として、「リーディング・プロジェクト」※を位置づけ取組んでいる。

※ 「リーディング・プロジェクト」には、「地球温暖化対策推進方策検討委員会」をはじめ、これまで庁内で検討されてきた幅広い対策の中から、わかりやすく県の取組として、一定のインパクトのあるものを選択。

その一つに、「地方税制等研究会」WGの「炭素税等の検討」も含まれている。

IV 条例（検討委員会案）とクールネッサンス宣言について

- 「A 県自らの率先実行」、「B 大規模事業者への義務化」、「C 各主体の努力規定への支援・促進策」の大きく3分野で取組を進めていく。

	検討委員会・条例案	クールネッサンス宣言 ※
A 県自らの率先実行	2 地球温暖化対策の基本的施策・県の率先実行の取組	1 県庁エコ化P J 2 県有施設エコ化P J
B 大規模事業者への義務化	3 事業活動に関する温暖化対策 4 建築物及び都市づくりに関する温暖化対策	〔 条例執行体制の確保 〕
C 各主体の努力規定への支援・促進策	5 新エネルギーの活用 6 森林の整備と保全 7 交通・自動車に関する温暖化対策 8 消費行動に関する温暖化対策 9 環境配慮技術の研究開発や環境配慮活動への支援 10 温暖化に関する普及啓発と環境教育	
その他	11 推進体制・広域連携・その他	5 太陽光発電普及拡大P J 3 電気自動車（EV）普及推進P J 7 神奈川‘NO’レジ袋P J 8 神奈川‘NO’白熱球P J 4 新エネルギー・EV関連産業集積P J 9 エコファイナンスP J 10 クールネつながるP J 11 クールネ国際連帯キャンペーンP J

※1 「6 神奈川独自の炭素税等P J」は、温暖化条例のフレーム外となる。

※2 今後、必要に応じ、新たなリーディングプロジェクトや、施策・事業を追加予定。

V 参考：国の動き

1 京都議定書目標達成計画の見直し

2005年（平成17年）2月に発効した京都議定書において、我が国は、温室効果ガスを第一約束期間（2008～2012年）に平均で基準年（原則1990年）比6%削減することを約束している。この約束の達成に向けて、2005年4月に「京都議定書目標達成計画」が閣議決定された。

同計画においては、その実効性を確保するため、「2007年度に、本計画の定量的な評価・見直しを行い、第1約束期間において必要な対策・施策を2008年度から講ずる」ものとされており、国ではその改定案を本年2月29日に公表した。国ではパブリックコメントを経て3月中にも閣議決定する予定。

なお、2006年度の我が国の温室効果ガスの総排出量（速報値）は、13億4,100万トンと、基準年を6.4%上回っている状況である。

2 北海道洞爺湖サミット

本年7月7日から9日に開催される同サミットでは、地球温暖化問題が主要テーマとして予定されている。我が国は地球環境問題でイニシアティブを発揮し、特に2013年以降の「ポスト京都議定書」の枠組みに関する国連での議論を後押ししたい考え。

また、政府は同サミットをにらみ、省エネ法等の改正により、国内対策の強化を図る方向。

3 エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）の改正案

省エネ法は、第二次石油危機を受け、エネルギーの安定確保に向けた省エネ促進を目的に1979年（昭和54年）に制定された。大規模な工場や建築物を対象に省エネ計画や進捗の報告を求めたことが柱であったが、京都議定書採択後は温暖化対策として規制を段階的に強化している。政府が3月4日に閣議決定した改正案のポイントは次のとおり。

(1) 工場・オフィス等に係る省エネルギー対策の強化

現行省エネ法では大規模な工場・オフィスに対し、工場単位のエネルギー管理義務を義務づけているが、産業部門だけでなくオフィスやコンビニ等の業務部門における省エネルギー対策を強化するため、以下の措置を講ずる。

- ・ 事業者単位（企業単位）のエネルギー管理義務を導入。
- ・ フランチャイズチェーンについても、一事業者として捉え、事業者単位の規制と同様の規制を導入。

(2) 住宅・建築物に係る省エネルギー対策の強化

現行省エネ法では大規模な住宅・建築物（2000㎡以上）の建築をしようとする者等に対し、省エネルギーの取組に関する届出を提出する義務等を課しているが、家庭・業務部門における省エネルギー対策を強化するため、以下の措置を講ずる。

- ・ 大規模な住宅・建築物に係る担保措置の強化（指示、公表に加えて命令の導入）。

- ・ 一定の中小規模の住宅・建築物も届出義務等の対象に追加。
- ・ 住宅を建築し販売する事業者に対し、住宅の省エネ性能向上を促す措置を導入（多数の住宅を建築・販売する者には、勧告、命令等による担保）。
- ・ 住宅・建築物の省エネルギー性能の表示等を推進。

【施行期日】

平成21年4月1日。ただし、一部の規定については平成22年4月1日から施行。

4 地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）の改正

温対法は、京都議定書の採択を受け、1998年（平成10年）に制定された。国や地方自治体、事業者、国民の排出抑制に向けた責務などを明記している。政府が3月7日に閣議決定した改正案のポイントは次のとおり。

（1）温室効果ガス算定・報告・公表制度の見直し

算定・報告・公表制度について、事業所単位から事業者単位・フランチャイズ単位による排出量の算定・報告に変更する。

（2）排出抑制等指針の策定

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出抑制に向け、国が新たに指針を策定し、業種別に「望ましい水準」や、取り組みが期待される方策を示すことで、企業側の努力を促す。

（5）地方公共団体実行計画の充実

都道府県、政令市、中核市、特例市が定める温室効果ガス削減実行計画には、自然エネルギーの導入促進や緑地保全に関する施策を盛り込む

【施行期日】

（1）は平成21年4月1日（平成21年度から企業単位・フランチャイズ単位での算定を開始し、平成22年度からその報告を開始する。）、（2）は公布日から6月以内の政令で定める日、（3）は公布日。

5 排出権取引制度の検討

「排出権取引制度」については産業界が強く反対してきたが、このままでは国際的な「ポスト京都議定書」の枠組みづくりに乗り遅れる可能性もあるとして、この2月以降、導入検討の動きが強まっている。

- ・ 首相官邸「地球温暖化問題に関する懇談会」（座長：奥田碩トヨタ自動車相談役）
- ・ 環境省「国内排出量取引制度検討会」（地球環境局長の検討会 座長：大塚直早稲田大学大学院法務研究科教授）
- ・ 経済産業省「地球温暖化対応のための経済的手法研究会」（産業技術環境局長の研究会 座長：茅陽一地球環境産業技術研究機構副理事長）

平成20年1月7日

記者発表資料

～今、神奈川から「地球復興」を！～ クールネッサンス宣言

今年、2008年は、京都議定書第一約束期間がスタートし、7月に開催される洞爺湖サミットでも地球温暖化問題が大きなテーマとなります。人類共通のこの問題の解決に向けて、世界が本格的に動き出す年になるものと思われます。

年頭にあたり、神奈川でも、温暖化防止に貢献するため、地域発の「地球復興」を広く呼びかける「クールネッサンス宣言」を行い、別添資料のような内容で取組みを展開することといたしました。

また、この中で、「宣言」をより具体化させるためのリーディング・プロジェクトも推進していきたいと考えておりますので、併せてお知らせいたします。

問い合わせ先

神奈川県環境農政部環境計画課 山田・伊藤
電話 045-210-4050・4053

主なリーディング・プロジェクト案

プロジェクト案名	効果	取組内容
<p>■ 電気自動車(EV)普及推進プロジェクト (P10)</p>	<p>本県の取組を全国に発信し、自動車からのCO2排出量の大幅削減、自動車社会の大変革</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初期ユーザーの負担軽減に向けた導入補助や税の軽減等の整備 ・ 有料駐車場料金などでの優遇措置や充電インフラ整備の推進 ・ 「モデル地区におけるEV活用事業」等の推進
<p>■ 太陽光発電普及拡大プロジェクト (P12)</p>	<p>県内での太陽光発電の普及拡大によるCO2削減</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電の普及拡大に向けた助成制度の検討 ・ 太陽光発電を備えた住宅を購入した個人や、太陽光発電を導入した事業所・工場への不動産取得税の減免
<p>■ 神奈川独自の炭素税等プロジェクト (P13)</p>	<p>本県独自の税制措置による県内CO2排出抑制、全国規模の炭素税導入議論の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 神奈川独自の炭素税等の創設検討
<p>■ 神奈川‘NO’レジ袋プロジェクト (P14)</p>	<p>レジ袋生産抑制によるCO2削減、生活スタイルの見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内小売店等でのレジ袋の使用禁止、あるいは有料化等の検討
<p>■ 神奈川‘NO’白熱球プロジェクト (P15)</p>	<p>電気使用量減少によるCO2削減、生活スタイルの見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 白熱球の使用禁止、あるいは自粛 ・ 蛍光球利用の呼びかけ、PR
<p>■ エコファイナンスプロジェクト (P16)</p>	<p>金融機関とのパートナーシップにより、事業者や個人の温暖化防止の自主的取組を促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積極的な温暖化対策を行う事業者や個人への低利融資等を促すための、金融機関と連携した新たな仕組みの検討
<p>■ クールネ国際連帯キャンペーンプロジェクト (P18)</p>	<p>「クールネッサンス」のコンセプトを世界に発信</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内で開催される国際会議等を活用して、クールネッサンスの国際連帯キャンペーンを展開 ・ 海外の友好交流自治体との「クールネッサンス」をテーマとした政策協働

今、神奈川から「地球復興」を！

「クールネッサンス宣言」



クールネッサンス
COOL RENAISSANCE
KANAGAWA

『ロゴマーク』

1. 理念・ビジョン

KANAGAWA発

『クールネッサンス宣言』！

神奈川発の「地球復興」市民運動

「意識改革」から「行動変革」を導き出し、地域から「地球復興」を実現

- ・我ら地球市民、地球はひとつ！
- ・『熱い』ハートで、地球を冷やそう！
- ・一人ひとりの行動から、「クール」な地球を取り戻す『地球復興』のムーブメントを神奈川から呼び起こす！

※クール (cool) ……涼しい、ほどよく冷たい；すてきな、「いかす」
※ルネッサンス (renaissance) ……復興、復活

2. 行動指針

□ まずは、「今、できること」から始めよう！

- ⇒ 一人一人のライフスタイル・ビジネススタイルを変える
* 『エコ・スタイル＝クール (かっこいい!)』を広く浸透
次世代のために、「もったいない精神(Mottainai Spirit)」を持って、
今、できることから始めよう！まず、「マイアジェンダ登録」を！

□ 「かながわecoネットワーク」を広げよう！

- ⇒ 賛同者をつなぎ、色々な分野で大きな「うねり」を呼び起こそう！

□ 神奈川から全国、そしてアジア、世界へ発信！

- ⇒ 神奈川の先進的な温暖化対策をアジア・世界に発信しよう！



県民、企業、地域、NPO等による主体的な「行動変革」 運動を喚起

2

3. 取組の方向性

5つのキーワード

- ① **知ろう** 「地球の危機を知ろう！」
⇒ 温暖化に関する情報発信、普及啓発、環境教育を強化
- ② **変えよう** 「ライフスタイル・ビジネススタイルを変えよう！」
⇒ 地球にやさしいエコ・スタイルを提唱・実践
- ③ **支えよう** 「地球に優しい事業・取組を応援しよう！」
⇒ 温暖化対策に取り組む企業の事業を行政・県民・地域が応援
個人やグループの取組を企業・行政・地域が応援
- ④ **広げよう** 「賛同者・共感者の環を広げよう！」
⇒ 個人、NPO、企業、学校などによるネットワークを拡大
- ⑤ **つなごう** 「アジア、世界と手をつなごう！」
⇒ 「環境」をキーワードに、地域間の連携・協力を促進・貢献

3

4. アクション・プラン

【ステップ1】 みんなで考える

- 県民やNPO、企業から提案を募る（職員からの提案も）
（アクション例）
 - ・クールネッサンス県民フォーラムの開催
 - ・県民からの提案募集キャンペーンの実施

【ステップ2】 できることから始める

- “Mottainai”から始めよう
（アクション例）
 - ・マイアジェンダ「もったいないバージョン」で自分の目標設定
- まず、県庁から率先実行
（アクション例）
 - ・県施設の白熱球を順次蛍光球に、昼休みにはデスクのPCは電源オフ
 - ・県庁内の売店ではレジ袋使用を自粛

4

4. アクション・プラン

【ステップ3】 大きな輪を作る

- 皆が地球に貢献する、できる機会を作る
（アクション例）
 - ・「かながわエコデー」の設定（ノーカーデー、マイバッグデーetc.）
 - ・「かながわクール・ナイト運動」の展開
（省エネ、防犯、青少年健全育成のためのコンビニ等の深夜営業自粛etc.）
- 太陽光発電などCO₂を出さないエネルギー利用を皆で支援
（アクション例）
 - ・グリーン電力証書を用いたカーボン・オフセットの普及PR

【ステップ4】 地球温暖化防止のルールや制度を作る

- 「地球温暖化対策推進条例」の制定
- 新たな地球温暖化対策の検討
（アクション例）
 - ・「神奈川県地球温暖化対策推進方策検討委員会」で、条例案や温暖化対策の検討を進める

5

5. リーディング・プロジェクト案

- これは、「クールネッサンス宣言」をより具体化させるリーディング・プロジェクト案をまとめたものです。

- 今後、部局横断的な庁内プロジェクトチームを立ち上げるとともに、県民や企業の皆様のご意見やご協力をいただきながら、実現を目指し、積極的に取り組んでいきます。

6

5. リーディング・プロジェクト案

目次

- 5-1 県庁エコ化プロジェクト
- 5-2 県有施設エコ化プロジェクト
- 5-3 電気自動車(EV)普及推進プロジェクト
- 5-4 新エネルギー・EV関連産業集積プロジェクト
- 5-5 太陽光発電普及拡大プロジェクト
- 5-6 神奈川独自の炭素税等プロジェクト
- 5-7 神奈川“NO”レジ袋プロジェクト
- 5-8 神奈川“NO”白熱球プロジェクト
- 5-9 エコファイナンスプロジェクト
- 5-10 クールネつながるプロジェクト
- 5-11 クールネ国際連帯キャンペーンプロジェクト

7

■ 5-1 県庁エコ化プロジェクト

— まず県庁から率先実行 —

(取組)

- ・ 県の全ての施策・事業等をCO₂削減の観点から点検・検証
「神奈川県庁CO₂削減大作戦」
- ・ 県庁本庁舎の屋上に太陽光発電システムを設置し、モニターなどで来庁者に発電状況を可視化
- ・ 県施設の白熱球を順次蛍光球に、昼休みにはデスクのPCは電源オフ
- ・ 県庁内の売店でレジ袋使用自粛や、周辺コンビニへの買い物に、職員1人ひとりがマイバッグ持参
- ・ 県庁の乗用車は、10年以内にEV車に転換
- ・ 名刺にロゴマークを印刷
- ・ 県施設での雨水利用（洗車等は雨水で）や屋上緑化等の促進
- ・ 県のホームページ等でクールネツサンスをアピール

(効果)

まず自ら取組の姿勢を明確化し、運動にはずみをつけるとともに、県庁の政策や事業をエコ化していくための意識改革に

8

■ 5-2 県有施設エコ化プロジェクト

— エコ県債の発行 —

(取組)

- ・ 多くの人を利用する県有施設に太陽光発電を設置する
- ・ 費用は、県有施設のエコ化を目的として、新たに発行するエコ県債を当てる

(効果)

人が多く集まる県有施設をエコ化し、CO₂の発生量を抑制するとともに、利用者が地球温暖化防止について、具体的に考える契機に

9

■ 5-3 電気自動車(EV)普及推進プロジェクト

— 2014年までに、県内3,000台のEVの普及 —

(取組)

- ・初期ユーザーの負担軽減に向けた「導入補助や税の軽減等のインセンティブ」の整備
- ・有料駐車場や高速道路料金の割引等の優遇措置
- ・充電インフラの整備に向けた「急速充電器及び、100V・200VコンセントのEV充電ネットワークの構築」の推進
- ・県民意識の醸成に向けた「モデル地区におけるEV活用事業」等の推進

(効果)

本県の取組を全国に発信することにより、自動車からのCO₂排出量の大規模削減による自動車社会の大変革

10

■ 5-4 新エネルギー・EV関連産業集積プロジェクト

— インベスト神奈川第2ステージのエコ化等 —

(取組)

- ・新エネルギー・EV等の脱温暖化に貢献する産業を「インベスト神奈川」の対象業種に明確に位置づけ、助成制度や税の軽減等により優遇
- ・新エネルギー・EV等の脱温暖化を目的としたエコ技術開発に向けて、神奈川R&Dネットワーク構想の取組を始めとした産学公の連携を強化

(効果)

脱温暖化に貢献する産業の集積により、技術革新を加速させ、かながわ発エコ技術を創造するとともに、低価格化を促し、県内外での新エネルギー・EV等の普及に貢献

11

■ 5-5 太陽光発電普及拡大プロジェクト

(取組)

- ・太陽光発電を行おうとする個人への助成等支援制度の創設、あるいは助成制度を持つ市町村への支援
- ・太陽光発電を備えた住宅を購入した個人の不動産取得税の減免
- ・太陽光発電を導入した事業所や工場の不動産取得税の減免

(効果)

県内で太陽光発電を大幅に普及することによるCO₂の削減

12

■ 5-6 神奈川独自の炭素税等プロジェクト

(取組)

- ・県内におけるCO₂排出抑制のため、課税自主権を活用して、神奈川県独自の炭素税等の創設について検討

(効果)

全国に先駆け、本県独自の税制措置を講じることにより、県内におけるCO₂の排出を抑制する効果が期待できるとともに、全国規模の炭素税の導入議論を促進

13

■ 5-7 神奈川“NO”レジ袋プロジェクト

(取組)

- ・神奈川県内の小売店等でのレジ袋使用禁止、あるいはレジ袋の有料化等の検討
- ・マイバッグの使用奨励、レジ袋の使用抑制キャンペーン

(効果)

レジ袋生産抑制によるCO₂削減と、県民による生活スタイルの見直しの契機に

14

■ 5-8 神奈川“NO”白熱球プロジェクト

(取組)

- ・条例による白熱球使用（製造・販売）禁止or自粛
- ・マイアジェンダ登録者への蛍光球割引券の発行（メーカー、販売店の協力による）

(効果)

電気使用量の減少によるCO₂削減と、県民による生活スタイルの見直しの契機に

15

■ 5-9 エコファイナンスプロジェクト

(取組)

- ・優れたCO₂削減の取組を行う事業者に対して金融機関と協調・連携した低利融資
- ・太陽光発電の導入費用に対する銀行ローン金利優遇
- ・地球温暖化対策に自主的に取り組む県民に対する預金金利の優遇
- ・新たな資金調達手法（環境に着目したファンドなど）の開発

(効果)

金融機関とのパートナーシップにより中小企業や家庭の地球温暖化の自主的な取組を促進

16

■ 5-10 クールネつながるプロジェクト

(取組)

- ・クールネッサンスの趣旨を理解してもらうための普及活動（HP、街頭大型ビジョン、新聞広告、各種イベント）
- ・協働する団体、企業、個人にクールネ・ステッカーを配布
 - * コンビニエンスストアやファミリーレストランなど深夜営業を行っているフランチャイズ型店舗で省エネルギーの取組を展開
 - * 県内の自動車関連のショールームや住宅展示場などで目に見える省エネルギーの取組を展開
- ・エコクッキング・コンテストの実施
- ・先進的取組主体（企業・個人）の表彰

(効果)

運動に参加する全ての県民、企業、団体等とクールネッサンスのコンセプトを共有し、エコネットワークを拡大

17

■5-11 クールネ国際連帯キャンペーンプロジェクト

(取組)

- ・ 県内で開催される国際会議等を活用して、クールネツサンスの国際連帯キャンペーンを展開
 - * 第4回アフリカ開発会議(5月)
 - * IGES10周年で来日するIPCC議長のバチャウリさんと知事との「Cool Renaissance」共同宣言(6月)
- ・ バーデン・ビュルテンベルク州(独)など海外の友好交流自治体との「クールネツサンス」をテーマとした政策協働
 - * 地球温暖化防止のための研究交流会議の設置など

(効果)

「クールネツサンス」のコンセプトを世界に発信

18

私たちの温暖化防止ルールを考えよう！

～検討委員会の議論にご意見を～

皆さんは、地球温暖化問題についてどのように考えていますか？

地球温暖化は、私たち人間が便利で快適な生活を求め、石油や石炭などを大量に消費し、二酸化炭素など、地球を暖める効果のある気体（温室効果ガス）を大気中に大量に排出したことによってもたらされています。地球温暖化と取り組むには、皆さん一人ひとりがこの事実を知り、職場で、家庭で、あるいは学校で、自分たちのビジネススタイルや生活スタイルを変えていく必要があります。

「神奈川県地球温暖化対策推進方策検討委員会」では、神奈川県の依頼を受けて、「脱温暖化社会」を実現するためのルールなどを盛り込んだ「神奈川県地球温暖化対策推進条例（仮称）」について検討しています。このパンフレットは、検討委員会で検討してきた内容のあらましを紹介するものです（さらに詳しい資料も用意していますので、事務局までお問い合わせください）。

神奈川県で暮らし、働き、あるいは学んでいる皆さん、この冊子を素材として、ぜひ一度、温暖化防止のためにはどんなルールがこの地域に必要なのか、考えてみてください。そしてぜひ、内容についてのご意見をお寄せください！

地球温暖化の日本への影響



平成 20 年 1 月

神奈川県地球温暖化対策推進方策検討委員会

「私たちの温暖化防止ルールを考えよう！」

神奈川県地球温暖化対策推進条例[※](仮称)の構成と主な内容

※ 国の定める「法律」にあたるものを、地方自治体の場合は「条例」と言います。

1 条例の目的

- (1) 省エネルギー化、新エネルギーの導入など、温暖化対策が進んだ神奈川を実現すること
- (2) 神奈川県で暮らし、働き、学ぶすべての人が、自覚し、行動することによって、社会のシステムやビジネススタイル、生活スタイルを転換すること
- (3) 良好な環境を未来の世代へ引き継いでいくこと



2 地球温暖化対策の基本的施策・県の率先実行の取組

- (1) 県全体の温暖化対策計画の策定
- (2) 県の事業実施や計画策定時の温暖化対策の視点からの配慮
- (3) 事業者としての県の行動計画の策定
- (4) 県の施設での環境配慮

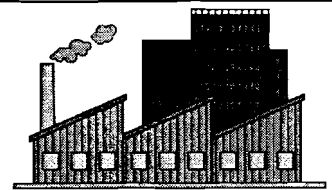
3 事業活動に関する温暖化対策

- (1) 地域社会において二酸化炭素などの温室効果ガスの排出に関わりの深い大規模事業者などによる温暖化対策に関する計画の提出
- (2) 県による指導やアドバイスの実施

「温室効果ガスの排出に関わりの深い大規模事業者」とは？

- ① 多く（一定規模以上）のエネルギーを使用する事業者[※]
- ② 多くの従業員がいる事業者
- ③ 多くの荷物を運送業者に運ばせる事業者（荷主）
- ④ 多くの自動車を使用する事業者

※ フランチャイズチェーンなど、県内の店舗のエネルギー使用量の合計が一定以上になる事業者を含みます。

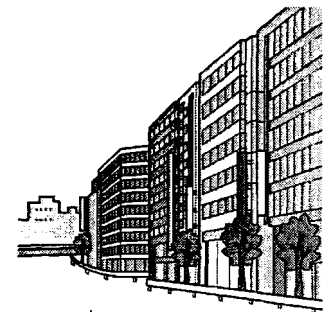


「排出量の報告や排出を減らすための計画」の内容としては、次のようなことが考えられます。

- ① 温暖化対策についての基本方針
- ② 事業活動による温室効果ガスの排出を減らすための対策や、排出量の削減目標
- ③ 事業活動による温室効果ガスの排出量実績（エネルギー使用量）
- ④ 地域の温暖化対策に貢献する取組の内容
(中小企業への支援や環境教育、森林保全など)

4 建築物及び都市づくりに関する温暖化対策

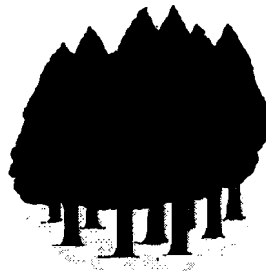
- (1) 大規模な建築物の環境性能[※]に関する評価の実施
- (2) 県による指導やアドバイスの実施
- (3) 大規模なマンションの環境性能[※]の表示
- (4) 大規模な開発での環境配慮に関する計画の提出
- (5) 県による指導やアドバイスの実施



※ 環境性能とは、冷暖房の効率などの省エネ性や、建築時の温室効果ガスの排出量の少なさなど、建築物の環境に与える影響に関する性能のことで、例えば省エネ性を★の数で表示するものです。

5 新エネルギーの活用

- (1) 新エネルギーの優先的利用の推進
- (2) 太陽光発電の利用に対する支援



6 森林の整備と保全

森林の適切な保全・整備、間伐材などの森林資源の利用促進

7 交通・自動車に関する温暖化対策

- (1) マイカーの利用から公共交通機関の利用への転換
- (2) エコドライブの推進
- (3) 環境にやさしい交通の普及に向けたインフラ等の整備



8 消費行動に関する温暖化対策

- (1) 商品やサービスに関する環境配慮の実施
- (2) 白熱電球の利用の禁止
- (3) ライフスタイルの転換の推進

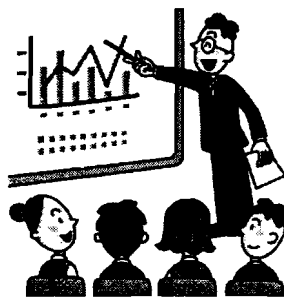


9 環境配慮技術の研究開発や環境配慮活動への支援

- (1) 環境配慮技術の研究開発の促進
- (2) 温室効果ガス削減に貢献する活動に対する支援

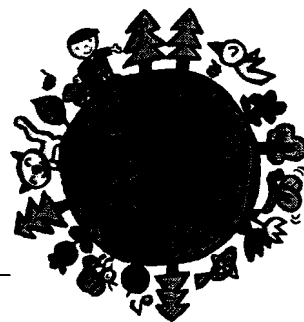
10 温暖化に関する普及啓発と環境教育

- (1) 普及啓発活動の推進
- (2) 環境教育の推進
- (3) 温暖化対策に関する顕彰



11 推進体制・広域連携・その他

- (1) 連携による温暖化対策の推進
- (2) 他の自治体と連携した温暖化対策の推進
- (3) 国際協力の推進



■ご意見、ご提案は……

1. 応募期間：平成 20 年 1 月 21 日（月）～ 2 月 20 日（水）
 2. 応募方法：『私たちの温暖化防止ルールを考えよう！』と明記ください。
 - 郵送 〒231-8588（住所の記載は不要です） 県環境計画課
 - ファクシミリ 045-210-8845
 - 電子メール <http://www.pref.kanagawa.jp/sosiki/kannou/0502/index.html>
（「地球温暖化対策班へのお問い合わせフォーム」をご利用ください） } 次ページの様式をご利用ください
 3. 意見募集結果について：
「神奈川県地球温暖化対策推進方策検討委員会」では、皆さんからお寄せいただいたご意見・ご提案を踏まえ、さらに検討を進めてまいります。なお、今回お寄せいただいたご意見・ご提案は事務局でとりまとめ、県ホームページ等で公表いたします。
- ◎ 詳しい内容をまとめた冊子を差し上げます。また、次の県ホームページでもご覧いただけます。
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kankyokeikaku/ondanka/committee/ikenboshu.html>

「私たちの温暖化防止ルールを考えよう！」への意見

FAX送信票

【送信先】045-210-8845 神奈川県環境農政部環境計画課地球温暖化対策班 行き
(神奈川県地球温暖化対策推進方策検討委員会事務局)

(ご意見をお書きください)

以下は、差し支えない範囲でご記入ください。

住所	市・町・村	年齢	歳代	性別	男・女
職業等	会社員・自営業・公務員・教員・学生・主婦・アルバイト・その他()				

(問い合わせ先)

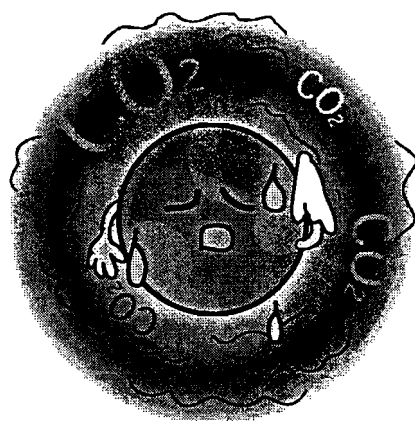
神奈川県環境農政部環境計画課地球温暖化対策班

〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 045-210-4076 (直通)

私たちの温暖化防止ルールを考えよう！

～検討委員会の議論にご意見を～

- 気温や海面水位の上昇、猛暑や大洪水といった異常気象など、地球温暖化による気候の変動は、私たちの暮らしだけでなく、地球上の全ての生き物に深刻な影響をおよぼします。
しかも、温暖化は、私たち人間が便利で快適な生活を求め、石油や石炭などを大量に消費し、二酸化炭素などの温室効果ガスを大気中に大量に排出したことによってもたらされています。温暖化問題と取り組むには、皆さん一人ひとりがこの事実を知り、職場で、家庭で、あるいは学校で、自分たちのビジネススタイルや生活スタイルを変えていく必要があります。
- 「神奈川県地球温暖化対策推進方策検討委員会」では、神奈川県の依頼を受けて、「脱温暖化社会」を実現するためのルールなどを盛り込んだ条例について検討しています。この冊子は、検討委員会で検討してきた内容を中間的にまとめ、お知らせするものです。
- 神奈川県で暮らし、働き、あるいは学んでいる皆さん、この冊子を素材として、ぜひ一度、温暖化防止のためにはどんなルールがこの地域に必要なのか、考えてみてください。そしてぜひ、内容についてのご意見をお寄せください。
住み良く美しい環境を、私たちの次の世代に引き継ぐため、全員の手で温暖化対策に取り組み、「脱温暖化社会かながわ」を築いていきましょう。



平成 20 年 1 月

神奈川県地球温暖化対策推進方策検討委員会

目 次

1	目的	1
2	地球温暖化対策の基本的施策・県の率先実行の取組	1
3	事業活動に関する温暖化対策	2
4	建築物及び都市づくりに関する温暖化対策	2
5	新エネルギーの活用	3
6	森林の整備と保全	4
7	交通・自動車に関する温暖化対策	4
8	消費行動に関する温暖化対策	5
9	環境配慮技術の研究開発や環境配慮活動への支援	6
10	温暖化に関する普及啓発と環境教育	7
11	推進体制・広域連携・その他	7
	神奈川県地球温暖化対策推進条例（仮称）検討のこれまでの経緯	8
	参考資料	9

□主な用語解説□

地球温暖化：産業革命以降、人間が化石燃料を大量に消費し、二酸化炭素などの温室効果ガスを増加させたことで、大気の温室効果が強まり、地球の平均気温が上がってきている現象。

化石燃料：石油・石炭・天然ガスなどのエネルギー源。

温室効果ガス：温室のように地球を保温する働きを持つ、二酸化炭素などの気体。

二酸化炭素：京都議定書で削減対象となっている6種類の温室効果ガスのうち大部分を占め、地球温暖化に最も影響を与えている気体。

省エネルギー：事業活動や日常生活で使う電気、ガス、石油などのエネルギー消費を減らし、同じ活動でもより少ないエネルギーで行うように努める取組。

新エネルギー：太陽光発電や風力発電などの自然エネルギーや、バイオマス等のリサイクルエネルギーなどの新たな（または見直された）エネルギー資源。

環境への負荷：人の活動などによって環境に与えるマイナスの影響。例えば温室効果ガスの増加が地球の気候に与える影響のようなこと。

「私たちの温暖化防止ルールを考えよう！」

神奈川県地球温暖化対策推進条例[※](仮称)の構成と主な内容

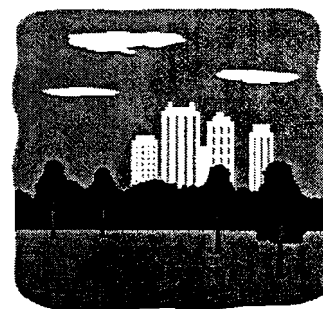
※ 国の定める「法律」にあたるものを、地方自治体の場合は「条例」と言います。

1 目的

(趣旨)

「社会を省エネルギー型に変えることによって、温暖化に歯止めをかけよう。そのためのルールを作ろう」という、この条例の目的を明らかにします。

- (1) 省エネルギー化、新エネルギーの導入など、温暖化対策が進んだ神奈川を実現すること
- (2) 神奈川県で暮らし、働き、学ぶすべての人が、自覚し、行動することによって、社会のシステムやビジネススタイル、生活スタイルを転換すること
- (3) 良好な環境を未来の世代へ引き継いでいくこと



2 地球温暖化対策の基本的施策・県の率先実行の取組

(趣旨)

温暖化対策に関する県全体の計画を定めます。それとともに、県自らがモデルとなるように率先的な対策を実施することなどを定めます。

- (1) 県全体の温暖化対策計画の策定
県は、省エネルギー化・新エネルギー導入など、温暖化対策が進んだ神奈川の実現を目的とする、中長期的な計画を策定し、公表します。
- (2) 県の事業実施や計画策定時の温暖化対策の視点からの配慮
県は、公共工事や、都市づくり・産業政策に関する計画など、環境政策以外の県の事業や計画にも、温暖化対策の視点を盛り込むことを規定します。
- (3) 事業者としての県の行動計画の策定
県は、一事業者として、県自らの事業活動に関して、温室効果ガスを減らすために率先的な行動計画を策定し、公表します。
- (4) 県の施設での環境配慮
県は、県の施設について、省エネルギー化や新エネルギーの率先導入を図ります。

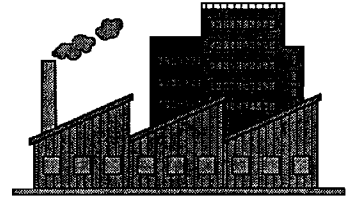
事業活動に関する温暖化対策

(趣旨)

大規模事業者などに、温暖化対策に関する計画を提出してもらい、県がそれを公表することで、企業による計画的な温暖化対策を促します。

- (1) 地域社会において二酸化炭素などの温室効果ガスの排出に関わりの深い大規模事業者などによる温暖化対策に関する計画の提出

「温室効果ガスの排出に関わりの深い大規模事業者等」は、「排出量の報告や排出を減らすための計画」などを県に提出します。また、県はその内容を公表します。



- (2) 県による指導やアドバイスの実施

県は、温暖化対策に関する計画などを提出する事業者に対して、指導やアドバイスを実施します。また、必要な資料を求めることができます。

「温室効果ガスの排出に関わりの深い大規模事業者」とは、次のような事業者が考えられます。

- ① 多く（一定規模以上）のエネルギーを使用する事業者*
- ② 多くの従業員がいる事業者
- ③ 多くの荷物を運送業者に運ばせる事業者（荷主）
- ④ 多くの自動車を使用する事業者

※ フランチャイズチェーンなど、県内の店舗のエネルギー使用量の合計が一定以上になる事業者を含みます。

「排出量の報告や排出を減らすための計画」の内容としては、次のようなことが考えられます。

- ① 温暖化対策についての基本方針
- ② 事業活動による温室効果ガスの排出を減らすための対策や、排出量の削減目標
- ③ 事業活動による温室効果ガスの排出量実績（エネルギー使用量）
- ④ 地域の温暖化対策に貢献する取組の内容
（中小企業への支援や環境教育、森林保全など）

建築物及び都市づくりに関する温暖化対策

(趣旨)

私たちが「住む、暮らす」ことによる温室効果ガスの排出を減らすために、ビルや住宅などの省エネルギー化や新エネルギー導入を促します。

- (1) 大規模な建築物の環境性能に関する評価の実施

大規模な建築物を新築したり改築する建築主は、建築物の環境性能に関する評価を行い、県に報告します。また、県はその内容を公表します。

- (2) 県による指導やアドバイスの実施（建築物）

県は、建築物の環境性能を評価し報告する建築主に対して、指導やアドバイスを実施します。また、必要な資料を求めることができます。

(3) 大規模なマンションの環境性能の表示

大規模なマンションを新築する建築主は、そのマンションを販売^{※1}する際、広告などにそのマンションの環境性能^{※2}を表示します。また、建築主や販売者は、購入者に対して、マンションの環境性能について説明します。

※1 他人を介して販売する場合も含まれます。

※2 環境性能とは、冷暖房の効率などの省エネ性や、建築時の温室効果ガスの排出量の少なさなど、建築物の環境に与える影響に関する性能のことで、例えば省エネ性を★の数で表示するものです。

(4) 大規模な開発での環境配慮に関する計画の提出

大規模な開発を行う事業者は、開発により排出される可能性のある温室効果ガスを減らすための計画を県に提出します。また県はその内容を公表します。

(5) 県による指導やアドバイスの実施（開発）

県は、開発に関する計画などを提出する事業者に対して、指導やアドバイスを実施します。また、必要な資料を求めることができます。

5

新エネルギーの活用

（趣旨）

石油等の化石燃料と比べて二酸化炭素排出が少ない新エネルギーの活用を促します。

(1) 新エネルギーの優先的利用の推進

事業者及び県民は、事業活動や日常生活等に際して、太陽光発電など新エネルギーの優先的な利用に努めます。

(2) 太陽光発電の利用に対する支援

県は、事業者やNPO等と協力して、太陽光発電の住宅等への導入に関するアドバイスやグリーン電力証書の活用を推進します。

～「グリーン電力証書」について～

普段、私たちが使っている電気は、各電力会社から供給されている、火力、水力、原子力など、いくつかの方法で発電された電気が組み合わされたものです。「太陽光や風力で発電された電気だけを使いたい!」と思っても、自分で発電しないかぎり、できません。

「グリーン電力証書」は、それを解決するために考えられたものです。新エネルギーで発電された電気は、発電時に温室効果ガスの一つである二酸化炭素を排出しないことから、電気そのものとしての価値に加え、「環境価値」を持っています。この「グリーン電力証書」を購入することによって、その分の二酸化炭素の排出量を減らしたと言えます。

森林の整備と保全

(趣旨)

二酸化炭素を吸収する働きが充分機能するように、森林を手入れし、守り育てる取組を促します。

(1) 森林の整備等の推進

事業者、県民、NPO 等は、協力して、森林の適切な保全・整備と間伐材などの森林資源の利用を促進します。

～森林について～

森林は光合成によって温室効果ガスのひとつである大気中の二酸化炭素を吸収してくれます。成長に伴って混み過ぎた森林の樹木の一部を抜き伐りする「間伐」により、太くてしっかりとした木を育てることができますが、こうしたきちんとした手入れがされていない荒れた森林では、二酸化炭素を吸収する働きが充分機能しません。木材など森林資源の利用が適切に促進されれば、森林の手入れも進みます。

交通・自動車に関する温暖化対策

(趣旨)

自動車からの温室効果ガスの排出を減らすために、公共交通機関の利用やエコドライブを推進するとともに、環境にやさしい交通の普及に向けたインフラ等の整備を促します。

(1) マイカーの利用から公共交通機関の利用への転換

- 県民は、マイカー利用をできるだけ控え、公共交通機関の利用に努めます。
- 県は、市町村等と協力して、自転車を利用しやすい環境を整備します。
- 商業施設や大規模イベントなど、多くの来客が見込まれる施設・イベントの管理者や主催者は、マイカーでの来場を減らすための配慮をします。



(2) エコドライブの推進

- 県民は、温室効果ガスの排出が少ない自動車の購入と利用に努めます。
- 自動車を運転する者は、アイドリングストップなど、温室効果ガスの排出が少ない運転（エコドライブ）や、自動車の適正な整備に努めます。
- 事業者は、従業員に対するエコドライブの啓発や、温室効果ガスの排出が少ない自動車の使用に努めます。
- 自動車を製造する事業者は、エコドライブを促す機能（デジタルタコメーター※やアイドリングストップ機能）の搭載に努めます。

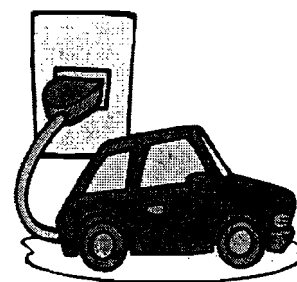
※ デジタルタコメーターとは、燃費効率のよい走行状態であるかどうか等の運行データを記録する装置のことです。

- 県は、警察等と協力して、免許証の取得時や更新時に、エコドライブ講習を実施し、エ

コドライライセンスを発行します。

(3) 環境にやさしい交通の普及に向けたインフラ等の整備

- 県は、事業者や研究機関等と協力して、電気自動車など、温室効果ガスの排出が少ない交通の普及に向けたインフラ等を整備します。



～電気自動車普及への挑戦（県の「電気自動車普及構想」について）～

現在走行している自動車の中で、最も環境性能が優れているのは電気自動車（EV）です。県内には、自動車の生産・開発拠点、リチウムイオン電池の開発拠点や、大学などの研究機関などが集積しており、普及に有利な条件がそろっています。このことから、神奈川県は、平成 18 年 9 月に「電気自動車普及構想」を発表しました。具体的には、県行政と産業界、大学・研究機関が連携して、電気自動車の早期市販化、充電設備等のインフラ整備、公共駐車場や高速道路料金の割引など、本格的な普及に向けた取組を行っていく予定です。

8

消費行動に関する温暖化対策

（趣旨）

日常生活や事業活動からの温室効果ガスの排出を効果的に減らすために、「環境にやさしい商品・サービス」の製造・販売・購入を促進するとともに、エネルギーが適切に利用されるようにライフスタイルの見直しを促します。

(1) 商品やサービスに関する環境配慮の実施

- 商品を製造する事業者は、温室効果ガスの排出量がより少ない商品の開発に努めます。
- 商品やサービスを販売する事業者は、温室効果ガスの排出量がより少ない商品・サービスの販売と、排出量に関する情報の提供に努めます。
- 商品やサービスを販売する事業者は、営業時間の短縮やレジ袋の削減など、より環境負荷の小さい方法での販売に努めます。
- 事業者及び県民は、温室効果ガスの排出量がより少ない商品やサービスの購入に努めます。

(2) 白熱電球の利用の禁止

- 県内のすべての事業所（ホテル、商店、娯楽施設などを含む）、公共施設、家庭等で、白熱電球の利用（場合によっては製造・販売）を原則[※]利用しないこととします。

※ 白熱電球を電球型蛍光灯に替えることを想定していますが、電球型蛍光灯が取り付けられないなど、やむを得ない場合を除きます。

～白熱電球と電球型蛍光灯について～

家庭で消費される電力のうち2割弱が照明です。54Wの白熱球と同じ明るさに相当する12Wの電球形蛍光球を比べると、電球型蛍光灯の方が値段は高いのですが、寿命は約6倍、電気代は約1/4になり、経済的にも得になります。また、電気代が約1/4になるということは、エネルギーの使用量が約1/4になるということ、つまり温室効果ガスの排出量が約1/4になり温暖化対策にも貢献します。

(3) ライフスタイルの転換の推進

- 県は、NPO 等と協力して、マイアジェンダ登録*など、県民や事業者等が日常生活や事業活動による温室効果ガスの排出を減らすための自主的取組を登録・公表する制度を推進します。

※ マイアジェンダとは、県民、企業、行政、NPO 等が環境配慮に向けて自主的に取り組む内容を公表し、登録する制度です。

- 事業者及び県民は、事業所（ホテル、商店、娯楽施設などを含む）、公共施設、交通機関、家庭等で、適切な冷暖房温度の設定など、過剰なエネルギー消費の見直しやカーボンオフセットの取組に努めます。



～カーボンオフセットについて～

ライフスタイルを見直して、できる限り排出を減らす取組をしても、どうしてもある程度の温室効果ガスが排出されてしまいます。排出される温室効果ガスの中でも最も量が多いのが二酸化炭素ですが、この自ら排出した二酸化炭素を、排出したのと同じ分だけ、森林保全や新エネルギー利用などの取組によって相殺することを「カーボンオフセット」と呼びます。

9

環境配慮技術の研究開発や環境配慮活動への支援

(趣旨)

脱温暖化社会の実現に向けた技術開発を促進するとともに、削減に貢献する活動に対して経済的な優遇措置を講じるなど支援を行います。

(1) 環境配慮技術の研究開発の促進

- 事業者や研究機関は、環境配慮技術の研究や開発に努めます。

(2) 温室効果ガス削減に貢献する活動に対する支援

- 県は、グリーン電力証書の発行者や ESCO*事業者など、温室効果ガス削減に貢献する事業実施者を登録（認証）し支援します。

※ Energy Service Company の略で、ビルや工場の省エネルギー化を企業活動として行う事業者のことです。ESCO 事業者は、省エネ対策に必要な技術や設備などのサービスを提供するとともに、その結果得られる省エネルギー効果を保証します。設備の費用などの経費はすべて省エネ対策によって削減された光熱水費でまかなわれます。

- 県は、金融機関等と協力して、一定の基準以上の環境配慮を行う事業者や、一定の基準以上の省エネルギー性能を備えた住宅等の建物の新築や改築に対して、低利融資を実施するよう努めます。

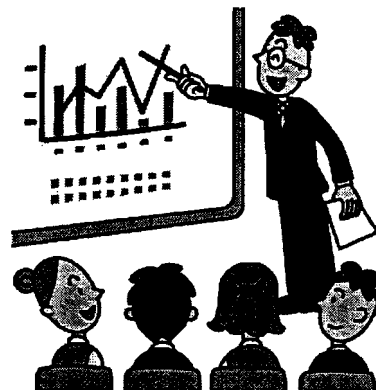
(趣旨)

一人ひとりの意識を変えることによって社会を変えていくために、神奈川県で暮らし、働き、学ぶ、すべての人に対して、温暖化に関する正しい情報を積極的に提供していくとともに、学校や職場で環境教育を推進します。

(1) 普及啓発活動の推進

- 県は、市町村、NPO、マスコミ等と連携して、地球温暖化に関して積極的に情報を提供します。
- 県は、市町村等と連携して、一定の功績のある地球温暖化防止活動推進員[※]を評価し、活動を支援します。

※ 地球温暖化対策を推進するために、地球温暖化対策推進法に基づき、都道府県知事が、地球温暖化の現状や地球温暖化対策の重要性について地域のみなさんの理解を深める活動をお願いしている方



(2) 環境教育の推進

- 県、市町村、教育機関、事業者、NPO 等は、連携・協力して、事業者や県民への環境教育・環境学習の機会の確保に努めます。
- 教育機関は、地域や事業者、NPO 等と連携して、園児、児童、生徒、学生への環境教育・環境学習の実施に努めます。
- 事業者は、従業員への環境教育・環境学習の実施に努めます。また、従業員がその内容を家庭で実践するよう指導することに努めます。

(3) 温暖化対策に関する顕彰

- 県は、地球温暖化対策に大きく貢献した技術や活動について、業績の公表や表彰をします。

(趣旨)

効率的、効果的な温暖化対策が図られるように、県民、事業者、NPO、行政等が個別に活動するのではなく、連携して活動することなどを推進します。

(1) 連携による温暖化対策の推進

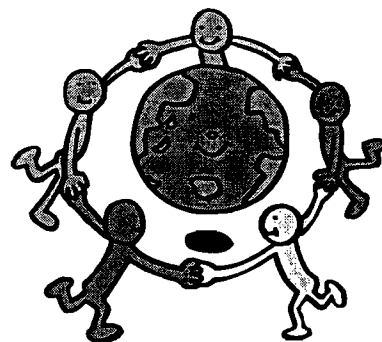
- 県民、事業者、行政、NPO、地球温暖化防止活動推進員等は、連携・協力して、温暖化対策を推進します。

(2) 他の自治体と連携した温暖化対策の推進

- 県は、神奈川県内だけの取組にとどまらず、県外の自治体と連携して、効果的な地球温暖化対策の推進に努めます。

(3) 国際協力の推進

- 事業者や NPO 等は、海外への地球温暖化対策に貢献する技術支援など、国際協力の推進に努めます。



～既存の制度と重なる規定について～

国の「省エネルギー法」や「地球温暖化対策推進法」には既に、大規模事業者などの報告制度など、この冊子で示したものと類似した制度があります。また現在、これらの国の法律は改正の動きがあります。既にある制度や国が新たに定めようとしている制度と重なる部分については、国の動向を見極めながら、神奈川県ではどのような制度にすべきか検討していくこととしています。

■■神奈川県地球温暖化対策推進条例（仮称）検討のこれまでの経緯■■

神奈川では、地球サミット（1992年）などの世界の動きに呼応して、日本で初めてのローカルアジェンダである「アジェンダ 21 かながわ」を策定し、神奈川社会の様々な主体が問題解決に向けて協力して取組を進めるなど、環境先進県として全国をリードしてきました。

その後、より実践的な行動によって、持続可能な社会づくりを目指す「新アジェンダ 21 かながわ」（2003年）を策定して、マイアジェンダ（「=私の実践行動」）登録を進めるなど、取り組みを強化したところです。

また、京都議定書の目標達成に貢献するため、平成 18 年 6 月に「地球温暖化対策地域推進計画」を改訂し、「2010 年の県内の二酸化炭素総排出量を、基準年である 1990 年の水準まで削減する」という目標を掲げています。

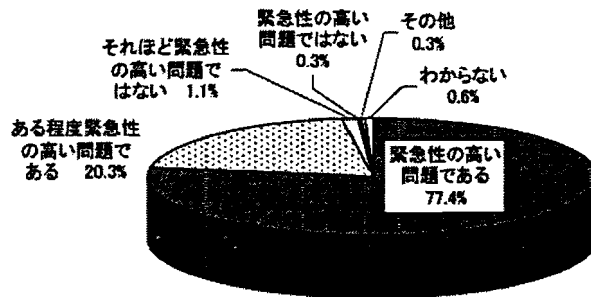
<温暖化対策に関する神奈川県のこれまでの主な取組>

- | | |
|--------------|---|
| 平成 11 年 6 月 | 地球温暖化防止活動推進員の委嘱開始（全国初） |
| 平成 15 年 10 月 | 「かながわ地球環境保全推進会議」、「新アジェンダ 21 かながわ*」採択
マイアジェンダ登録制度開始
「神奈川県地球温暖化防止実行計画」を策定 |
| | ※「新アジェンダ 21 かながわ」第 5 章「数値目標」を神奈川県地球温暖化対策地域推進計画と位置づけ |
| 平成 18 年 6 月 | 「神奈川県地球温暖化対策地域推進計画」を改訂 |
| 平成 19 年 3 月 | 「神奈川県地球温暖化対策推進方策検討委員会」を設置、第 1 回検討委員会開催 |
| 平成 19 年 7 月 | 県政モニター会議及び県民意識調査（e-かなネットアンケート）実施 |
| 平成 19 年 9 月 | 第 2 回検討委員会開催 |
| 平成 19 年 10 月 | 県政モニター調査実施 |
| 平成 19 年 11 月 | 第 3 回検討委員会開催 |

【参考資料】

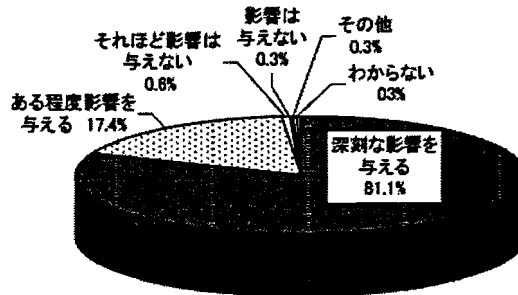
1 地球温暖化問題に関する県民の意識（アンケート結果）

Q 大気中の二酸化炭素（CO₂）等が増加して地球の気温が上昇する「地球温暖化問題」について、どのように考えていますか。



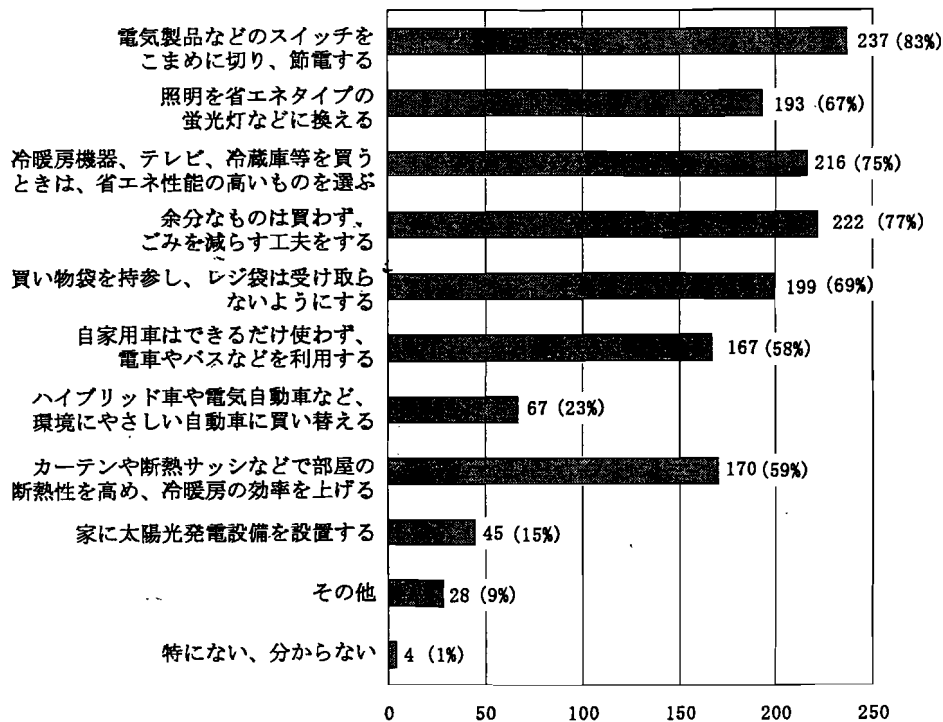
出典：県政モニター県政課題アンケート
平成19年度第2回「かながわの環境」

Q 「地球温暖化問題」が自然や私たちの生活へ与える影響について、どのように考えていますか。



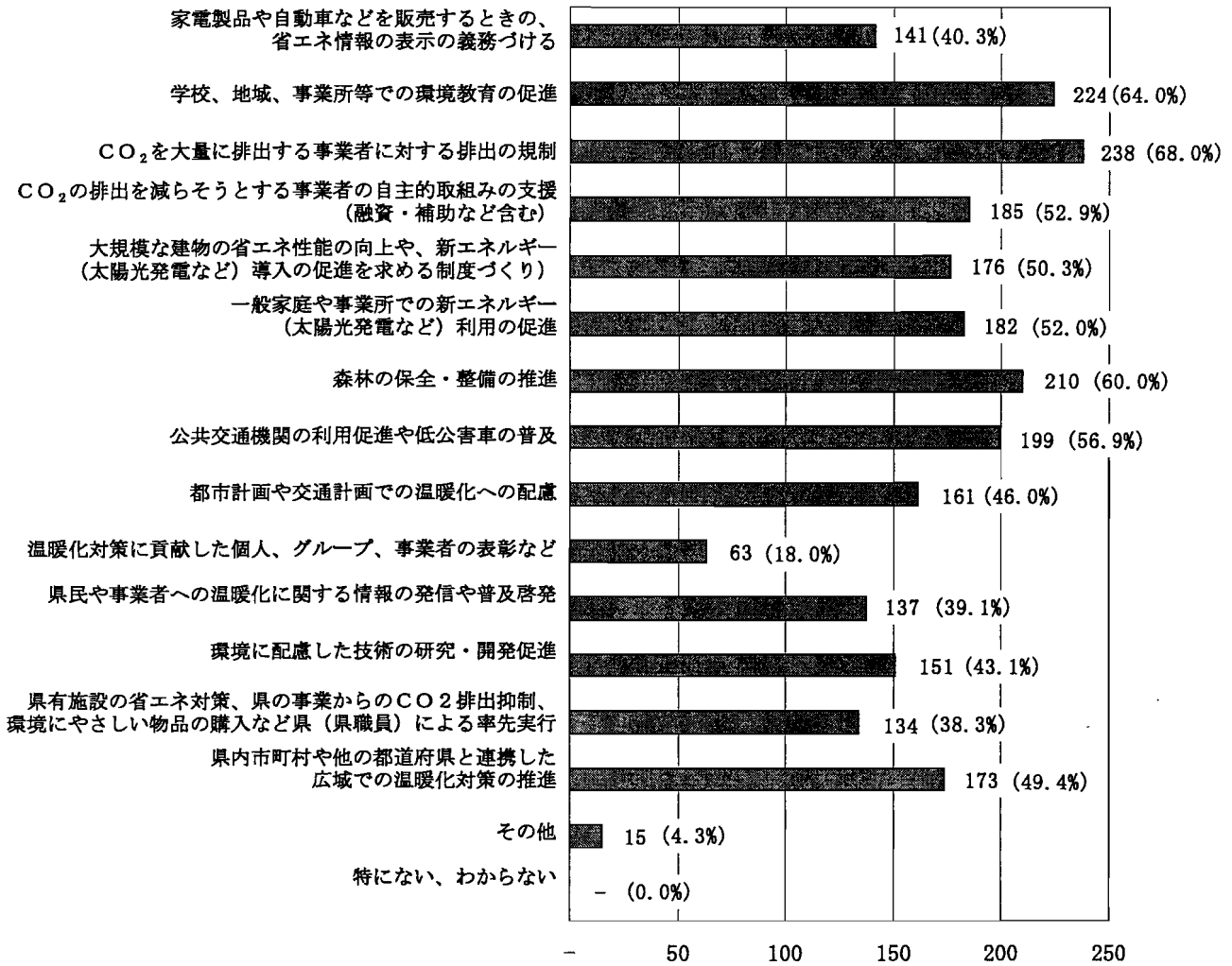
出典：県政モニター県政課題アンケート
平成19年度第2回「かながわの環境」

Q 「自分で取り組みそうな省エネ行動は何か」



出典：e-かなネットアンケート
平成19年7月・「あなたにとっての地球温暖化問題」アンケート

Q あなたは県にどのような地球温暖化対策を望みますか。



出典：県政モニター県政課題アンケート
平成19年度第2回「かながわの環境」

★ 出典紹介 ★

県政モニター県政課題アンケート・平成19年度第2回「かながわの環境」

対象：平成19年度県政モニター 400人

実施期間：平成19年10月5日(金曜日)～10月22日(月曜日)

回収状況：県政モニター400人のうち350人から回答(回収率は87.5%)

【県政モニターについて】

神奈川県では、県の様々な施策や事業に対する皆様のご意見をアンケートなどを通じてお聴きし、県政運営の資料として役立てることを目的として、県政モニター制度を設けています。モニターは郵送コースとインターネットコース、あわせて400人にお願いし、任期は一年間としています。

e-かなネットアンケート・「あなたにとっての地球温暖化問題」

対象：e-かなフレンズ

実施期間：平成19年7月2日(月曜日)～7月23日(月曜日)

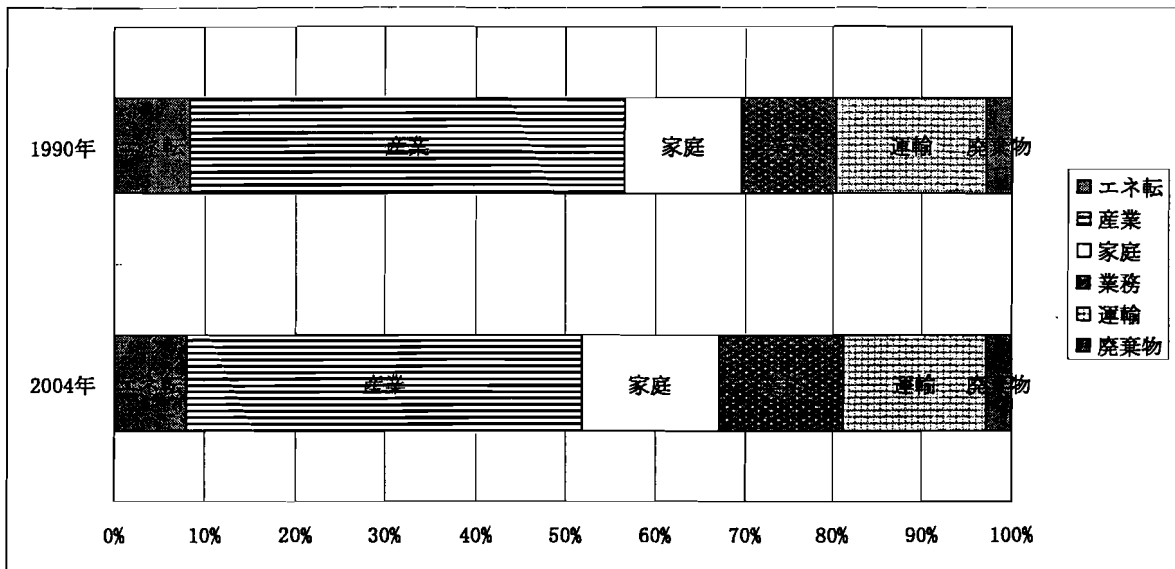
回答状況：285人

【e-かなネットアンケートについて】

インターネットを利用してスピーディーに皆様のご意見をいただくためのアンケートです。アンケートには、事前に登録した会員を対象とする「e-かなフレンズ用」と、どなたでも参加できる「一般用」の2つがあり、「あなたにとっての地球温暖化問題」は「e-かなフレンズ」を対象に行ったものです。

2 神奈川県内の二酸化炭素排出量の状況

○ 部門別の二酸化炭素排出割合

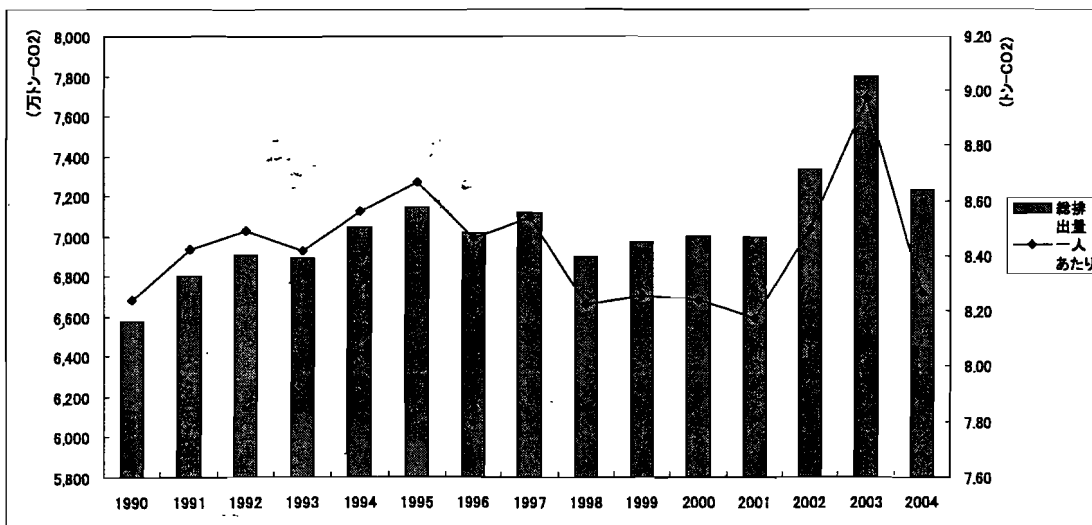


※ エネ転：エネルギー転換部門

○ 部門ごとの指標あたりの神奈川県の二酸化炭素排出量 (2004年)

部 門		全国	神奈川県
産業部門 (製造業)	製造品出荷額あたり (t-CO2/百万円)	1.54	1.66
民生家庭部門	1人あたり (t-CO2/人)	1.31	1.29
民生業務部門	業務床面積あたり (t-CO2/m ²)	0.22	0.18
運輸部門 (自家用乗用車)	1人あたり (t-CO2/人)	1.01	0.73

○ 二酸化炭素排出量の推移

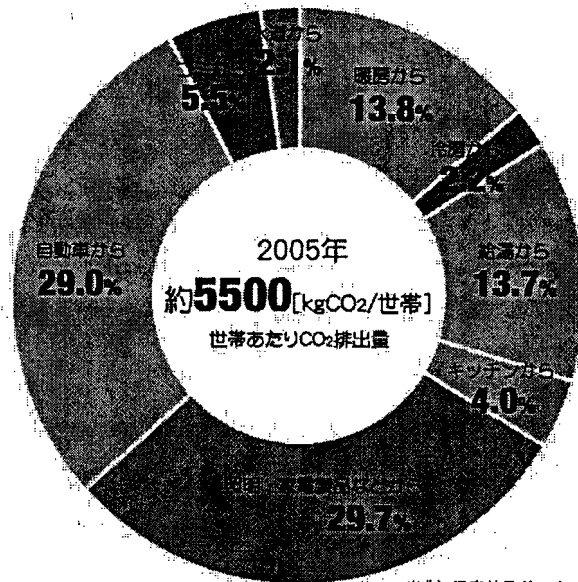


※ 2002年以降の排出量の増加は、原子力発電所の利用率低下による、電力使用に係る二酸化炭素の排出係数の悪化に影響されています。

3 その他

○ 家庭からの二酸化炭素排出量 -用途別内訳- (2005年)

家庭からの二酸化炭素排出量
-用途別内訳-



出典) 温室効果ガスインベントリオフィス
「日本の1990～2005年度の温室効果ガス排出量データ」
(2007.5.29発表)

出典：全国地球温暖化防止活動推進センター・ホームページ
(<http://www.jccca.org/>)

○ 先進国（附属書1国）の二酸化炭素排出量との比較（2004年）

単位=万トンCO2

順位	国名	排出量	順位	国名	排出量
1	アメリカ	606,432.9	16	ベルギー	12,674.8
2	ロシア	169,806.4	17	ルーマニア	11,674.7
3	日本	128,760.2	18	ギリシャ	11,028.0
4	ドイツ	89,677.5	19	オーストリア	7,714.0
5	カナダ	58,342.8		神奈川県	7,226.7
6	イギリス	55,784.1	20	フィンランド	6,860.5
7	イタリア	49,093.3	21	ポルトガル	6,614.6
8	フランス	41,750.8	22	ハンガリー	6,026.7
9	オーストラリア	38,144.6	23	デンマーク	5,544.7
10	スペイン	35,181.6	24	スウェーデン	5,518.2
11	ポーランド	32,538.2	25	ベラルーシ	5,492.0
12	ウクライナ	31,563.1	26	ブルガリア	5,326.4
13	トルコ	24,188.4	27	アイルランド	4,574.7
14	オランダ	18,129.0	28	スイス	4,532.7
15	チェコ	12,729.7	29	ノルウェー	4,385.5

※ 気候変動枠組条約事務局提供資料 (CO2 total without LULUCF) に基づき神奈川県が作成しました。

■ご意見、ご提案は……

1. 応募期間： 平成20年1月21日（月） ～ 2月20日（水）
2. 応募方法： 『私たちの温暖化防止ルールを考えよう！』と明記ください。
 - 郵 送 〒231-8588（住所の記載は不要です） 県環境計画課
（14ページの様式をご利用ください）
 - ファクシミリ 045-210-8845
（14ページの様式をご利用ください）
 - 電子メール <http://www.pref.kanagawa.jp/sosiki/kannou/0502/index.html>
（「地球温暖化対策班へのお問い合わせフォーム」をご利用ください）

3. 意見募集結果について：

「神奈川県地球温暖化対策推進方策検討委員会」では、皆さんからお寄せいただいたご意見・ご提案を踏まえ、さらに検討を進めてまいります。なお、今回お寄せいただいたご意見・ご提案は事務局でとりまとめ、県ホームページ等で公表いたします。

4. その他：

この冊子の内容は、次の県ホームページでもご覧いただけます。

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kankyokeikaku/ondanka/committee/ikenboshu.html>

地球温暖化に関する情報をさらに詳しくお知りになりたい方は
次のサイトなどを参考にご覧下さい

○県の地球温暖化への取組、県の温室効果ガス排出量など

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kankyokeikaku/ondanka/ondanka-top.htm>（神奈川県）

○日本政府の地球温暖化への取組、国際的な取組など

<http://www.env.go.jp/earth/>（環境省）

○地球温暖化の基礎知識など

<http://www.jccca.org/>（全国地球温暖化防止活動推進センター）

<http://www.eccj.or.jp/>（財団法人省エネルギーセンター）

○日本の温室効果ガス排出量

<http://www-gio.nies.go.jp/aboutghg/nir/nir-j.html>（温室効果ガスインベントリオフィス）

「私たちの温暖化防止ルールを考えよう！」への意見

FAX送信票					
【送信先】 045-210-8845 神奈川県環境農政部環境計画課地球温暖化対策班 行き (神奈川県地球温暖化対策推進方策検討委員会事務局)					
(ご意見をお書きください)					

以下は、差し支えない範囲でご記入ください。

住 所	市・町・村	年 齢	歳代	性 別	男 ・ 女
職業等	会社員 ・ 自営業 ・ 公務員 ・ 教員 ・ 学生 ・ 主婦 ・ アルバイト ・ その他()				

(問い合わせ先)
 神奈川県環境農政部環境計画課地球温暖化対策班
 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 045-210-4076 (直通)